

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）の基本的枠組み

基本方針（主務大臣）

- 移動円滑化の意義及び目標
- 移動円滑化のために公共交通事業者が講ずべき措置に関する基本的事項
- 市町村が作成する基本構想の指針

公共交通事業者が講ずべき措置

新設の旅客施設、車両についての公共交通事業者の義務

〔旅客施設を新設する際の基準適合義務〕

- エレベーター、エスカレーターの設置
- 誘導警告ブロックの敷設
- トイレを設置する場合の身体障害者用トイレの設置 等

〔車両を導入する際の基準適合義務〕

- 鉄道車両の車椅子スペースの確保
- 鉄道車両の視覚案内情報装置の設置
- 低床バスの導入
- 航空機座席の可動式肘掛けの装着 等

既設の旅客施設、車両についての公共交通事業者の努力義務

重点整備地区におけるバリアフリー化の重点的・一体的な推進

基本構想（市町村）

- 駅等の旅客施設及びその周辺の地区を重点的に整備すべき地区として指定
- 旅客施設、道路、駅前広場等について、移動円滑化のための事業に関する基本的事項 等

公共交通特定事業

- 公共交通事業者が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施

道路特定事業

- 道路管理者が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施

交通安全特定事業

- 都道府県公安委員会が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施

その他の事業

- 駅前広場、通路等一般交通の用に供する施設について必要な措置
- 駐車場、公園等の整備等

支援措置

- 運輸施設整備事業団による補助金の交付
- 地方公共団体が助成を行う場合の地方債の特例
- 固定資産税等の課税の特例

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律

(平成12年5月17日号外法律第68号)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この法律は、高齢者、身体障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性が増大していることにかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等の構造及び設備を改善するための措置、旅客施設を中心とした一定の地区における道路、駅前広場、通路その他の施設の整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この法律において「高齢者、身体障害者等」とは、高齢者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるもの、身体障害者その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。

2 この法律において「移動円滑化」とは、公共交通機関を利用する高齢者、身体障害者等の移動に係る身体の負担を軽減することにより、その移動の利便性及び安全性を向上することをいう。

3 この法律において「公共交通事業者等」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者(旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。)

(2) 軌道法(大正10年法律第76号)による軌道経営者(旅客の運送を行うものに限る。)

(3) 道路運送法(昭和26年法律第183号)による一般乗合旅客自動車運送事業者

(4) 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)によるバスターミナル事業を営む者

(5) 海上運送法(昭和24年法律第187号)による一般旅客定期航路事業(日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。以下同じ。)を営む者

(6) 航空法(昭和27年法律第231号)による本邦航空運送事業者(旅客の運送を行うものに限る。)

(7) 前各号に掲げる者以外の者で次項第1号、第4号又は第5号の旅客施設を設置し、又は管理するもの

4 この法律において「旅客施設」とは、次に掲げる施設であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

(1) 鉄道事業法による鉄道施設

(2) 軌道法による軌道施設

(3) 自動車ターミナル法によるバスターミナル

(4) 海上運送法による輸送施設(船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業の用に供するものに限る。)

(5) 航空旅客ターミナル施設

5 この法律において「特定旅客施設」とは、旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。

6 この法律において「車両等」とは、公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車、船舶及び航空機をいう。

7 この法律において「重点整備地区」とは、特定旅客施設を中心として設定される次に掲げる要件に該当する地区をいう。

(1) 特定旅客施設との間の移動が通常徒歩で行われ、かつ、高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設の所在地を含む地区であること。

(2) 特定旅客施設、当該特定旅客施設と前号の施設との間の経路(以下「特定経路」という。)を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設(以下「一般交通用施設」という。)及び当該特定旅客施設又は一般交通用施設と一体として利用される駐車場、公園その他の公共の用に供する施設(以下「公共用施設」という。)について移動円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。

(3) 当該地区において移動円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

8 この法律において「特定事業」とは、公共交通特定事業、道路特定事業及び交通安全特定事業をいう。

9 この法律において「公共交通特定事業」とは、次に掲げる事業をいう。

(1) 特定旅客施設内においてエレベーター、エスカレーターその他の移動円滑化のために必要な設備を整備する事業